

平成 17 年度事業計画書

平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 野生生物保全論研究会

事業実施の方針

野生生物保全のため市民に普及されるべき実践的理論を構築すべく研究会を継続して実施し、その理論を基に実践活動として関係機関への政策提言、野生生物の生息地で活動している海外の NGO 支援ならびに経済資源として利用される野生生物の流通調査及び野生生物保全に関する啓発活動を積極的に行う。

1 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施 予定 日時	実 施 予 定 場 所	従事者の 予定人数	受益対象者の範囲及び予 定人数	支出 見込み額 (千円)
研究会の運営	・野生生物保全のための実践的理論の構築、普及	通年	事務局	40 人	正会員 160 人 支持会員 50 人 教育関係者 2000 人	1,600
野 生 生 物	調査・提言	通年	事務局	30 人	民間団体 100 団体 会員 正会員 160 人 支持会員 50 人	2,715
保 全	生息地における野生生物保全活動に対する支援	通年	ロシア インド ケニヤ タザゴ	4 人	生息地で活動するレンジャー等 300 人	4,500
プ ロ ジ エ	普及啓発	通年 年 6 回 通年 通年 通年	事務局 事務局 事務局 都内その他 都内その他 都内その他	3 人 30 人 15 人 3 人 5 人	参加 300 人 閲覧 1,000 人 閲覧 250 人 閲覧 1,000 人 参加 500 人	950,000
ク ト	国際会議開催	年 1 回	海外	4 人	出席者数 50 人	1,600
会報発行	・会報の発行 ・海外への年次報告書 ・ウェブサイト	年 10 回 1 回 通年	事務局	10 人×10 回	発行 3,000 部 発行 100 部 閲覧 1,000 人	1,100

JWCS 2005 年度活動方針

特定非営利活動法人 野生生物保全論研究会

1 はじめに—JWCS が優先的に取り組む野生生物保全活動

今日、日本の政策、企業活動および消費行動が、地球上の様々な野生生物界に多大な悪影響を与えている。この状況の中、JWCS は、日本の NGO として、地球規模の野生生物保全活動の一端を担うことが使命であると自覚している。

この使命を果たす戦略は、その能力とリソースによって様々であり得るが、JWCS は、第 1 に野生生物保全の基本となる理念と理論を国内で普及啓発・教育すること、第 2 に保全を妨げる要因のひとつである野生生物の国際的な商業利用にテーマを置いた実践活動を展開することに重点を置く。実践活動のターゲットは、国内の象徴的野生生物利用産業、日本の政策決定者および日本の現世代・次世代における消費者の 3 つ、さらにこれらターゲットへ多大な影響力を与える国内外のメディア、国際機関(特にワシントン条約=CITES)、国際 NGO をサブ・ターゲットに据える。これらターゲットに対し、国内外の NGO 等と国際的に協力しつつ、調査・研究、監視・提言、普及啓発・教育を行う。

2 野生生物の国際的な商業利用をめぐる情勢と JWCS

2004 年 10 月にはバンコクで第 13 回ワシントン条約締約国会議(CoP13)が開催された。そこでは、2002 年の CoP12 にみられた傾向、すなわち効率的な資源利用という目的の下に CITES や各国の政策を再編する動きがますます進みつつある。すなわち、利用しつつかにかに種を保全するかという政策方針の枠組みが最初にありきであり、商業的な利用を長期的に不可能とするような厳しい規制は保全策の選択肢から除外されるようになりつつある。また、国際的に産業的関心が高い種の管理に物的・人的なリソースが集中される一方、それ以外の種に対する対策については野生生物の取引全般に関する法規制の整備や法執行の実効化という一般的な制度論に還元されてしまい、その特異性に注目した特別な対処が重視されない傾向もますます強まっている。

このような動きを国際的自然保護のひとつの危機ととらえ、種の商業利用による野生生物界への悪影響について警鐘を鳴らし、商業利用をことさらに前提にしようとする「保全」策に対置されるべき真の保全のあり方を示し、現在の動きを変えるための行動を強化していかなければならない。

3 2004 年度の JWCS の活動と成果 (事業報告)

(1) 全般

昨年度は、CITES の締約国会議が 12 年ぶりにアジア地域で開催され、それへの対応に大きな力を注いだ結果、事業の内容と費用は過去最大となり、それに伴って管理体制と管理費も同様となった。

(2) 理論研究会

昨年度は、一昨年度に続き、野生生物保全にかかわる概念の解説と保全のあり方についての論考を単行本にまとめて出版するべく、その内容を研究会で検討しながら原稿執筆を進めた。

(3) 調査・提言

ゾウの保全と象牙取引

日本の象牙取引管理制度の CITES の決議との整合性について調査し、報告書にまとめた (CoP13 で配布)。

クマの保全とユウタン取引

国内においてユウタン取引の規制導入および国内に生息するクマの捕殺規制の強化を実現するための環境整備として、クマの保全、調査、狩猟に関する集会に参加、関係者と交流し、関係者の活動とユウタン取引規制導入等に対する認識について情報収集をおこなった。昨年、北陸3県を中心に、ツキノワグマが近年では特に大量に捕獲される事態が起き報道をにぎわせた。これに対し、野生生物保全の理念から今回の事態に対する声明を行った。

(3) 生息地支援

トラ保護基金

ロシア、インド（一昨年度分を昨年度に入った時点で実行）、マレーシアの各保護区内における密猟パトロール活動費を支援した。

ゾウ保護基金

ケニアの保護区レンジャーに対するマラリア予防薬等の支援、タンザニアのルアハ国立公園における暗視双眼鏡購入のための支援をおこなった。

支援の結果は、逐次保護基金の通信で報告し、年度全体のまとめは7月までに発行予定の年次報告書で報告する。

(4) 普及啓発

野生生物保全教育研究会

研究成果を研究報告として1冊にまとめるプロジェクトは、昨年度でほとんどの原稿は出そろうところまで進展した。

研究会メンバーによるロシアのタイガーボランティアの活動の視察を実施した。その内容は今後の授業プログラムに生かされる予定である。

環境教育学会等の学会において、授業用資料集の普及を行った。

ワイルドライフ・カレッジ

一般の人々を対象にしたセミナーとして3年目の実施となった。前期（基礎）コース2クラス、後期（実践）コース1クラスを設定した。また、前期は参加約100名（定員どおり）、後期は約30名（定員どおり）の参加であった。受講者の評価は高く、その中から自発的にJWCSでボランティアをする人も少なくなかった。また、後期コースは、保全や保全活動の一般の人々に対する教育のあり方に関する今後の検討事項を明らかにする成果をあげるものとなった。

ゾウ保護キャンペーン

象牙取引再開の問題点を消費者に普及啓発するため、一般の人々には象牙取引反対のメッセージを政府に送ること、象牙製品を買わないことを特設ブース（アースデイ）、ミニ・コンサート+トークショーなどで訴えた。

(5) 国際会議開催

- ・ 5月、ワシントン条約第13回締約国会議をひかえ、アジアのNGOのネットワーク「アジア野生生物保全連合 CITES CoP13 タスク・フォース」(ACATF)の第2回運営委員会及び第2回のタイのNGOとの交流会をバンコクで開催した。
- ・ 7月、また、CITES アジア地域会合にオブザーバー参加し、他の参加NGOとACATFの運営、CITES CoP13への対策について話し合った。
- ・ 8月には東京でCITES CoP13に向けたワークショップを開催した。
- ・ 10月にCITES CoP13にオブザーバー参加し、CITES 締約国へのロビー活動、記者会見などメディアへの働きかけ等を行った。
作成配布した資料：CITES CoP13 NGO 参加マニュアル、CoP13の議題に対する意見書、生きたアジアゾウの取引問題についての報告書、象牙取引管理制度についての報告書

(6) 会報発行

JWCS 会報 4 回、トラ保護基金・ゾウ保護基金年次報告書各 1 回、トラ保護通信・ゾウ保護通信各 1 回を発行した。英語版年次報告書の発行は実現できなかった。

なお、ウェブサイトの改善やメールマガジンの発刊など広報活動を強化した。

(7) 組織運営

2004 年度の JWCS の正・購読会員と保護基金の年間サポーターの合計は約 800 名であり昨年度と横並びである。寄付が多かったのは、CITES CoP13 の活動への支援募集へ多くの賛同があったからである。

事務局は、基本的に正職員 1 名、アルバイト 5 名（うちフルタイム 1 名、パートタイム 4 名）の体制に加え、定期的継続的に仕事を担当する人を含む多数のボランティアに支えられて事務処理を行った。

管理費の支出総額は、401 万 2,834 円である。

3 2005 年度の活動方針

(1) 全般

今年度においては、若干の新しい活動展開も行うが、主にはこれまで切り開いてきた活動を安定して発展させることと、そのための体制作りを見直すことが重要である。また、これまでの活動成果を的確に整理し、効果的に普及することにも意識的に取り組む。

(2) 理論研究会

今年度は、継続中の単行本の出版を年度内に完了する方向で計画を進行中である。研究会における検討経過については会報で報告していく。

(2) CITES プロジェクト（調査提言、国際会議開催、普及啓発等）

ゾウの保全と象牙取引

未だ輸出解禁が決定しない 60 トン(CoP12 で条件付で条件付決定)について、今年度中の常設委員会で議論される。象牙取引の国内取引管理に関する調査・提言をさらに充実させ、輸入候補国となる日本の消費者への普及啓発の準備を進める。

クマの保全と熊胆(ユウタン)取引

2006 年には鳥獣保護法の改正が予定されている。法改正に際して熊胆取引の規制の導入を実現すべく、調査・提言をさらに充実させ、また熊胆問題についての一般に対する普及啓発の準備を進める。昨年度実現できなかったシンポジウムを鳥獣保護法の改正にターゲットをあてて開催する。国内におけるクマの大量捕殺の問題についてもフォローし、各自治体・国への働きかけを行う。

(3) 保護基金（生息地支援、普及啓発等）

トラ保護基金

今年度は、昨年度に引き続き極東ロシア、インドへの生息地支援をおこなう。

また、現在極東ロシアでは、JWCS がこれまでにかかわってきたアムールトラやアムールヒョウの生息する 3 つの自然保護区に深刻な悪影響を与える原油パイプラインを通過させる「東シベリア(原油)パイプライン建設計画」が進行中であり、ロシアの NGO や日本国内の NGO とも協力してこの問題に取り組む。

ゾウ保護基金

今年度は、昨年度に続き、ケニアへの医薬品の支給、タンザニアへの密猟パトロール関係費用の支援をおこなう。また、インドに対しては、2005・2006年度2年にわたってゾウが生息する保護区レンジャーのパトロールキット等の支援をおこなうべく、資金をプールする。

(4) 野生生物保全教育（普及啓発）

野生生物保全教育研究会

これまでの研究成果をまとめた報告書を早期に、できれば出版という形で実現する。

昨年手が付けられなかった授業用資料集の改訂にも着手する。その際、教育制度の動向を踏まえた学校教育への組み込み戦略を検討する必要がある。成果の普及については、従来の研究会参加メンバーのネットワークと環境教育関連の学会での展示を含みつつ、さらに包括的な普及戦略を検討する必要がある。

ワイルドライフ・カレッジを昨年度までの成果を踏まえ、双方向的なプログラムの中で野生生物保全に関する基礎を身に付けていくユニークな講座として、年度後半に実施する。

その他

不特定多数の人々をターゲットとした公開シンポジウム、パネル展、講演会などの普及啓発イベントも、期待される効果に応じて積極的に実施していく。

(5) 国際会議の開催

ACATFを再組織化し、野生生物取引問題に取り組むアジア全域のアクティブなNGOの継続的ネットワークを構築する。目標は、アジア特有の具体的な問題を取りあげ、アジアのNGOのイニシアチブによって取り組むことである。運営会議でACATFの戦略について議論し、野生生物犯罪とそれに対するアジア諸国の取締りの実効性を監視するなどいくつかのプロジェクトを準備する。

(5) 広報活動の強化、会費・寄付の拡大

マスメディア関係では、効果的かつ繋がりのあるプレスリリース、背景資料の日常的充実、メディア・コンタクトの充実、問題TV報道への対応、アジア地域のジャーナリストのネットワークとの連携等が課題である。広報担当者を選任して順次計画的に取り組んでいく。また、社会的影響力がある(写真家、メディア人など)あるいはその他広報力のある協力者の協力を得て、これまで影響を及ぼせなかった層や地域に対してPR活動を行う。

なお、昨年度はIUCN（国際自然保護連合）への加盟を果たしており、JWCSの各種活動を強化するひとつの機会としていく。

(6) 組織運営上の課題について

組織運営の効率化と管理費の合理化のため、事業部門と管理部門が各部門長によって一次的に統括され、さらにその全体を事務局長が事務局次長の補佐を得て統括する体制を確立する。

以上